

未来投資会議 構造改革徹底推進会合
「健康・医療・介護」会合第2回

(1) 遠隔診療の推進

平成29年11月15日

厚生労働省、総務省、経済産業省

情報通信機器を用いた診療に関するルール整備に向けた研究

- 情報通信技術の進展に合わせ、情報通信機器を用いた診療が普及してきているが、更なる普及・推進のためには、**医療上の安全性・必要性・有効性が担保された適切な診療を普及させていく必要**があり、一定のルール整備が求められる。
- こうした状況を踏まえ、本年11月に研究班を立ち上げ、**年度末を目途に、情報通信機器を用いた診療に関するガイドラインを作成**する。

研究概要

- 「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知）において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行うこと等、情報通信機器を用いた診療を実施する際の留意点が示されている。
- 情報通信機器を用いた診療を実際に行う場合、上記留意点の考え方を踏まえ、実施の判断についてはそれぞれの医師が行うこととなるが、その判断の参考となるよう、次の内容を定めた情報通信機器を用いた診療に関するガイドラインを作成する。
 - ・ 医療上の**安全性**の担保の観点から、情報通信機器を用いた診療を行う際の**原則の明示**
 - ・ 医療上の**必要性、有効性**の担保の観点から、情報通信機器を用いた診療が適する**診療形態の例示** 等

メンバー

主任研究者：武藤 真祐	（東京医科歯科大学 医歯学総合研究科 臨床教授）		
研究協力者：今村 聡	（日本医師会 副会長）	加藤 浩晃	（日本医療ベンチャー協会理事/京都府立医科大学特任助教）
畔柳 達雄	（日本医師会参与/ 弁護士）	佐々江龍一郎	（N T T 東日本関東病院 医師）
島田 潔	（板橋区役所前診療所 医師）	豊田剛一郎	（株式会社メドレー 代表取締役医師）
馬場 稔正	（M R T 株式会社 代表取締役社長）	松山 征嗣	（株式会社トレンドマイクロ 業種営業推進グループ）
宮田 俊男	（日本医療政策機構 理事）	宮田 裕章	（慶應義塾大学医学部 医療政策・管理学教室 教授）
美代 賢吾	（国立国際医療研究センター医療情報管理部門長）		

オブザーバー：総務省、厚生労働省、経済産業省

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

I Society5.0に向けた戦略分野

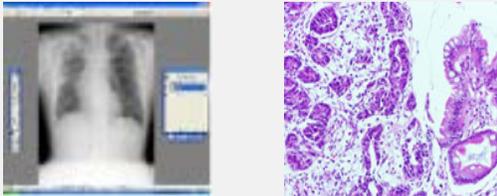
1. 健康・医療・介護

（2）新たに講ずべき具体的施策

- ③・AI等のICTやゲノム情報等を活用した医療

遠隔診療について、例えばオンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病患者への効果的な指導・管理や、血圧・血糖等の遠隔モニタリングを活用した早期の重症化予防等、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、次期診療報酬改定で評価を行う。更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020年度以降の改定でも反映させていく。

遠隔診療(情報通信機器を用いた診療)と診療報酬上の評価

	診療形態		診療報酬での評価
医師対医師 (D to D)	<p>情報通信機器を用いて画像等の送受信を行い特定領域の専門的な知識を持っている医師と連携して診療を行うもの</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔画像診断 画像を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、その読影・診断結果を受信した場合 ・遠隔病理診断 標本画像等を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、診断結果を受信した場合
医師対患者 (D to P)	<p>情報通信機器を用いた診察</p>	<p>医師が情報通信機器を用いて患者と離れた場所から診察を行うもの</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話等による再診 患者の病状の変化に応じ療養について医師の指示を受ける必要の場合であって、当該患者又はその看護に当たっている者からの医学的な意見の求めに対し治療上必要な適切な指示をした場合
	<p>情報通信機器を用いた遠隔モニタリング</p>	<p>情報通信機能を備えた機器を用いて患者情報の遠隔モニタリングを行うもの</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリング加算) 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合

オンライン診療の位置づけ

オンライン診療とは、

ICTを活用し、医師と患者が離れた場所でありながら、患者の状態を把握し、診療を行うものであり、患者の外来通院あるいは医師の訪問診療など、対面による診療行為を補完するものである。

外来診療

患者が病院へ来院して診療

訪問診療

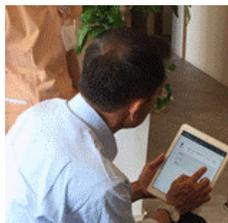
医師が患者を訪問して診療

オンライン診療

医師・患者がそれぞれの場所にしながら診療



問診



モニタリング



診察



本事業では、オンライン診療を対面診療の補完として位置づけ、診療の質と効率性を高めるものとしてその有用性を検証

利用開始までの流れ

対象患者の選定

既に継続受診を行っている
患者の中から選定

治療計画への合意

オンライン診療をどのように
適用するか計画を作成し、患者へ説明

患者への操作説明
(機器貸与)

スマートフォンの設定
および患者宅の利用環境を確認

デモンストレーション
(リハーサル)

診療予約から診察開始、
終了までの流れを確認

オンライン診療実施

治療計画書 サンプル

(患者様—医療機関/日 提出)

病状：オンライン診療計画書 兼 同意書

医療機関名	
担当医	先生

ふりがな		性別	男性・女性
患者氏名	様	年齢	年 月 日 ()歳
主病名			
現在の状況	<input type="checkbox"/> 病状は比較的稳定しています。 <input type="checkbox"/> 意思の疎通は良好です。 <input type="checkbox"/> 見守りや介助の方がいます。		
治療方針	(※サンプル) ● 投薬はできる限り行わず、行動療法により症状の進行を抑えていきます。		
オンライン診療計画	(※サンプル) ● 対面診療は、1か月に1回で行います。 ● オンライン診療は、1か月に2回、対面診療の合間に行います。 ● 症状の変化や療養について相談がある場合は、上記の定期的なフォローとは別に、平診の上、オンラインで受診します。		
事前確認事項	(※サンプル) ● 患者様は、かかりつけ医の指示や任意に採ります(これに反する問題が生じた場合は、患者様が負うことになります)。 ● 患者様は、症状が重篤な場合や緊急対応が必要とされる場合は、来院の上、受診します。 ● オンライン診療の1回あたりの診療時間は10分を目安とします。 ● 診療に必要な薬物は処方いたします。 ● かかりつけ医(医療機関を含む)は、双方の利用環境を確認しつつ、患者のプライバシーに配慮します。		

上記オンライン診療計画の内容は、かかりつけ医と患者の間で、治療の経過、評価の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。
上記オンライン診療計画の内容その他の記載事項について説明を受け、オンラインでの診療を行うことに同意いたします。

平成 年 月 日

患者氏名：
家族氏名
(患者様との連絡：)

医療機関にて患者を選定し、オンライン診療の治療計画について
患者から同意取得の上、利用を開始

訪問診療

患者・介護者への安心

状態が刻一刻と変化する中で患者を介護する家族の不安は募るが、電話だけでは状況を医師に伝えることが難しく、また医師も頻回に訪問することは難しい。

オンラインで状況を共有し指示を仰ぐことで一定の対応が行える。オンラインで繋がることで訪問頻度が減っても安心できる。

医師の負担軽減

電話だけでは判断が難しいが映像により状態を把握することで適切な指示を出したり、必要な準備をして訪問診療が行える。

往診依頼があり、訪問してみると行かなくても大丈夫だったということもある中で、本当に必要なときだけ訪問することで無駄をなくすことが可能。

外来診療

介護者の負担軽減

高齢となると1人では通院が困難であるが、在宅医療を頼むまでではない場合がある。

高齢患者の家族は勤労世代であることが多く、オンラインにより通院介助の負担を軽減しながら受診頻度を高めることで、重症化前に対応することが可能。

早期対応

急な症状変化において、電話では患者も状況の説明が難しく、医師も判断がしづらい。

外来診療を行うところでは、緊急往診も対応することは困難。

かかりつけ医であれば、過去の検査結果や受診状況もわかり、映像を診て一定の判断の下、適切な指示を出すことができる。

- 遠隔診療（情報通信機器を用いた診療）は、対面診療と適切に組み合わせで行われ、対面診療を補完するものとして位置づけられており、その適用については、患者の状態等を踏まえた個別判断が必要と考えられるため、一定程度の受診期間等を求める必要があるのではないかと。
- 遠隔診療（情報通信機器を用いた診療）における医療の質を確保する観点から、例えば事前の治療計画の作成・患者同意の取得等を求める必要があるのではないかと。
- 仮に遠隔診療（情報通信機器を用いた診療）を、診療報酬で評価するとした場合は、上記のような内容を要件として求めるべきではないかと。
- なお、現行の電話等による再診（電話等再診料）は、患者又はその看護に当たっている者から治療上の意見を求められ指示をした場合にのみ算定可能となっており、仮に評価するとした場合は、電話等再診料との整理が必要となる。